

議案第54号

守口市立図書館指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例案

守口市立図書館指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和6年6月14日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市立図書館指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

守口市立図書館指定管理者選定委員会条例（令和元年守口市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、守口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、図書館に係る指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項</p>	<p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、守口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）<u>又は市長の諮問（教育委員会が諮問する場合にあっては教育委員会が所管する公の施設に係るもの、市長が諮問する場合にあっては市長が所管する公の施設に係るものに限る。）</u>に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>図書館に接する他の公の施設であって、一体的に管理することが適当であると教育委員会及び市長が認めるものの指定管理者の候補者の選定についての審査及び当該指定管理者の業務の実施状況の評価に関する事項</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、<u>図書館及び前号に規定する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項</u></p>

以下 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。